



国家戦略特区

愛知県提案「外国人雇用特区」の 2段階での早期実現

- ① クールジャパン・インバウンド外国人材としての受入れ
- ② 完全実現

平成30年2月28日

今回の提案の趣旨

愛知県提案「外国人雇用特区」の経緯

平成27年（2015年）11月26日 第2回国家戦略特別区域会議にて提案

- ・ 国家戦略特区ワーキング・グループによる提案者ヒアリングを3回実施。
- ・ 3回目（平成28年10月26日）において、関係省庁と議論していくことをWGで了承。

その後、動きなし

- ※ その他の外国人材の受入れは次々に実現（又は実現予定）
- ・ 家事支援外国人材
 - ・ 創業外国人材
 - ・ クールジャパン外国人材
 - ・ 農業支援外国人材

そのため

平成29年（2017年）9月4日 第6回国家戦略特別区域会議にて、
規制の「サンドボックス」制度を活用した『外国人雇用特区』の実証 を提案

今回 すでに提案から2年2か月余り経過。早期実現に向けた議論と取組の具体化を前に進めるために提案！

国家戦略特別区域法に位置付けられ、検討が具体化している「クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進」（海外需要開拓支援等活動促進事業）のスキームを活用して、「外国人雇用特区」の一部実現（同特区で受入れを想定している外国人の「クールジャパン外国人材」としての先行的な受入れ）ができないか、検討をお願いするものである。

「モノづくり産業人材」をクールジャパン・インバウンド人材として受入れ

愛知県が提案している「外国人雇用特区」の概要

- 狙い**
 - ・我が国の主要産業である製造業をはじめとした産業の国際競争力の強化
 - ・中長期的な企業の生産力の維持・強化
- 手段**
 - ・すでに一定の資格・能力（技能検定3級以上、日本語能力試験N1程度）を有する外国人（産業人材）の受入れ
- 効果**
 - ・日本の高い技術・技能、ノウハウをスムーズに外国人に伝承し、それらの保全・継承
 - ・新製品の開発や海外需要の開拓など、今後の事業活動に外国人の技能や発想、語学力等を生かす



愛知県において受入れを想定している産業分野

製造業（モノづくり）の4業種×4職種

業種

「食料品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「金属製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」

職種

「金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断」、「製品製造・加工処理」、「機械組立」、「機械整備・修理」

日本の「モノづくり」は外国人が憧れる「クールジャパン」

世界で市場競争力を持ち続けている日本の製造品は、日本人の心・精神（スピリット）を具現化したもの

自動車、航空機、工作機械、ファインセラミックス、炭素繊維複合材料・・・

日本のモノづくりの中核・
愛知の強み

先人達が培ってきた技術と発想力の継承

からくり人形や灰釉陶器、木製人力織機、知多・三河の木綿・・・

日本の「製品（モノ）」は、“Made in Japan” “Made by Japan” として、国際的にもブランド力が高く、世界の多くの人々を魅了

- ・ 愛知県内に本社を有するトヨタ自動車(株)が、グループ全体で年間1,000万台のクルマを世界で販売
- ・ 世界での自動車販売台数トップ10に日本のメーカーが3社ランクイン

世界に向けて質の高い製品を生み出す我が国の技術力は、新興国等の企業・人々にとって大きな目標であり、魅力的な存在

- ・ 日本の産業技術史を紹介する「産業技術記念館」（名古屋市西区）やトヨタ自動車の工場見学（豊田市周辺）は、アジア諸国を中心とした海外から訪れる外国人に大変な人気

◎ 日本発の「モノ」やそれを生み出す産業、製造現場を含めた日本企業・日本人による「モノづくり」や、そのスタイルは、まさに「日本の文化」であり、「外国人がクールと捉える日本の魅力」＝「クールジャパン」にほかならない。

「外国人雇用特区」による「モノづくり産業人材」の受入れは、「クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進」の趣旨に合致

● 「海外需要開拓支援等活動」

外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において（行う）海外需要開拓支援等活動とは、
「新商品の開発又は生産…の業務に従事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓…を支援する活動」（国家戦略特別区域法第16条の7）

● 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

「工学その他の自然科学の分野…に属する技術若しくは知識を要する業務…に従事する活動」（出入国管理及び難民認定法 別表第一の二の表）

● 在留資格「技能」

「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」（出入国管理及び難民認定法 別表第一の二の表）

● 海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準 （国家戦略特別区域法施行令）

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
- 二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

「外国人雇用特区」により受入れを想定している技能検定3級以上の技能を有した「外国人産業人材」が、グローバル経済の下で行う「モノづくり」は、これらに該当。

国（法務省等）は、「モノづくり人材」は「技術・人文知識・国際業務」にも「技能」にも当たらないと入口で排除する可能性大。今回の特例創設の趣旨を踏まえ、解釈・運用で柔軟に対応すべき。

例えば、「輸送用機械器具製造業」の「機械組立」に携わる外国人に関する「技能検定3級以上相当の資格」としては、以下のようなものがあり、これらを告示で定めることにより、受入れが可能となる。

- ◆ 技能検定で次に掲げるもの
機械加工（特級、1級、2級、3級）／放電加工（特級、1級、2級）／電子回路接続（単一等級）／電子機器組立て（特級、1級、2級、3級）／半導体製品製造（特級、1級、2級）／プリント配線板製造（特級、1級、2級、3級）／光学機器製造（特級、1級、2級） など
- ◆ 技能検定随時3級
仕上げ／電子機器組立て／電気機器組立て／プリント配線板製造／冷凍空気調和機器施工

ex. 情報処理業務に従事する場合の「技術・人文知識・国際業務」の上陸審査基準の特例を定める告示

◎ まずは、「愛知県」における特定の“モノづくり産業”に限定した形で、それに携わる外国人を「クールジャパン外国人材」として受け入れ、その後、早期に「外国人雇用特区」の完全実現を果たす。